

成人年齢引き下げ反対・保証人と銀行に総量規制と保証人保護法制を求め・借金から早期脱出する権利を求める決議

- 1 民法上の成人年齢引き下げに反対する。
- 2 保証人の生活を破壊しない制度の確立を求め、これに逆行する民法改悪に反対する。
- 3 返済までの金利と元本支払いのみの、借金から早期に脱出する権利の確立を求める。
- 4 銀行によるサラ金並高金利貸出に総量規制を！

1 民法上の成人年齢引き下げに反対する。民法上成人年齢の引き下げは、消費者被害等に遭遇した際の取消権を喪失する若者の増加をもたらす。

若者は、高齢者とともに、詐欺的商法のターゲットにされ易い。更に、私達は多くの多重債務者に接する中で、若い頃の借金が原因となって、一生苦労を重ねる人々を見てきた。20才成人の現在の法制度のもとでさえ、20才の時に借りた借金が原因となり、60才になって、借りた金額の10倍支払ってもまだ借金から抜け出せない人々があり、私達はその法的解決もしてきた。しかし、失われた人生は戻らない。

社会的関心を深めて一票を投じることは権利である。これと逆に、予想外の事態に陥った時の救済方法である取消権を消滅させるという不利益を18才になった若者に課すことは、将来に禍根を残す改悪である。

2 保証人保護法制の整備を求める。

公正証書を作れば個人第三者保証人を許す、という民法改悪には反対する。個人第三者保証を全面的に廃止するのでなければ、このような改悪以前に、為すべきことがある。

保証人こそ、年収の3分の1の総量規制によって保護されなければならない。事業者の融資額が大きいために要求される保証の額も大きい時には、分別の利益のある保証人を複数付けることで、1人ずつの負担を軽くするべきである。

民法「改正」は全く逆に向っている。分別の利益を廃止することにも反対である。むしろ全て分別の利益のある保証にするべきである。

また、連帯債務者の1人に対して債権者が免除した効果は、債権者がその負担部分について負うべきである。現行制度はそうなっている。ところが、債権者が免除した連帯債務者の分まで残りの連帯債務者に負わせ、これが連帯保証人に準用される仕組である。つまり、あたかも他に連帯保証人がいるから安心と思わせて、後で他の連帯保証人を免除すれば、連帯保証人1人の肩に全債務がかかってくる、という商工ローン被害の時に生じた壮絶な保証被害の再燃が予想される。

自ら利益を得ることなく、不合理な不利益のみを受ける連帯保証人に関しては、保証人の生活の基盤を破壊してはならない。すなわち、上記総量規制の外、自宅競売禁止、給料差押禁止、自営業者の取引先の差押の禁止、分割弁済を認めるべきことの制度化が先になされるべきである。事業の経営者は融資を求め、金融機関は融資条件が有利となることを求めるはざままで、経営者保証ガイドラインはできても、自ら保証人となることを予想する者の団体は存在しないのであるから、自らの利害を表明する団体がいない。そこで、これまで保証被害に直面し苦労を共にした私達こそが声を上げなければならない。

3 民法に、借金から脱出する権利の確立を！

長期間の返済計画を立てた借入であるとしても、返済時点までの利息と元本を返すならば、借金から脱出することができる。この原則は、まず、利息制限法をこえる貸付について最高裁が認めた（平成15年7月18日）。

これからは、利息制限法の制限内の貸付についても、同様でなければならない。借金から脱出する権利は、いかなる名義の金銭の追加要求によっても妨げられてはならない。返済にあたり、表示された金利をこえるものは取得することを許さないことを徹底すべきである。特に事務手数料名目の金員の取得は、保証料名目の金銭取得とともに多数の自殺者を出した日栄が悪用した手法であって、最高裁が利息制限法の潜脱と断じた手法である。事務手数料の限界はどこにあるか。何ら合理的制限を見出し難い。このことから、一括返済にあたって既に発生した利息と元本をこえる金銭請求は許さない、という民法にしなければならない。

4 総量規制の潜脱を許すな

サラ金も利息制限法以下の貸付を行うようになり、銀行との一体化が進んだ現在、銀行による貸付は今や、総量規制の抜け穴となっている。

銀行はかつてのように消費者に対してサラ金より格段に低い金利で貸すことを止め、サラ金と同様の利率でのカード貸付を行うようになった。加えて、条文上貸金業者のみを対象とした総量規制がかからないことを奇貨とし、かえって「総量規制の対象外」であることをうたい文句にして、宣伝に使うなどして、貸付を増やそうとしている。

銀行による貸付について、サラ金が保証することにより、保証会社であるサラ金が融資審査を行い、返済が滞った場合には、サラ金が代位弁済をして取立をし、銀行はリスクを取らず、貸金業法の趣旨が潜脱されていないか、という懸念がある。

自己破産、個人再生の事例にも、銀行による過剰融資の例が目立ってきている。銀行による貸付残高も総量規制の対象にするか、又は少なくともサラ金による保証残高を総量規制の対象にすることを検討しなければならない。

2015年10月25日

第35回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会参加者一同